

新執行部の体制が固まる

全循環連 5項目を重点的に実施

(公社)全国産業資源循環連合会は6月15日、東京都内で第8回定時総会を行い、永井良一会長をはじめとした新執行部の体制を固めた。2018年度の事業では、「振興法案」

「人材育成」労働安全衛生「地球温暖化対策」災害廃棄物処理対応」の五つの項目を重点的に実施していく。

「振興法案」については、昨年11月に公表した法案大綱に関する課題を検討し、制定に向けて産業・資源循環議員連盟等と連携する。

「人材育成」については、産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)を12会場で実施する。検定については今後、技能項目の追加を検討しているという。

「労働安全衛生」については、昨年の死傷者数が1300人台と増加傾向だったため、正会員を通じて各事業者での取り組みを促す他、非会員に向けても呼び掛けていく。

「地球温暖化対策」については「全国産業廃棄物連合会低炭素社会実行計画」の推進に向けて、利用可能な最良の技術のリスト作成などに取り組む。

「災害廃棄物処理対応」としては、法制度(廃棄物処理法、災害対策基本法)の施行状況を調査・検討する他、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D-WasteNet)に引き続き参画する。



永井会長を中心とした新執行部

永井会長は総会冒頭のあいさつで「廃棄物処理法が誕生して約50年が経ち、適正処理だけでなく資源循環を求められるようになってきた。新しい名称は当業界が循環型社会を促進していくということを社会に宣言する意味がある」と述べた。